

南風原町女性デジタル教育・就労支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

このプロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)は、町が実施する「南風原町女性デジタル教育・就労支援事業業務委託」について、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により受託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 : 南風原町女性デジタル教育・就労支援事業業務委託
 - (2) 業務内容 : 別紙資料2「南風原町女性デジタル教育・就労支援事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
 - (3) 契約期間 : 契約締結の日から令和9年2月 26 日(金)まで
 - (4) 提案上限額 : 5,160,000 円(消費税及び地方消費税含む)
うち広告関連費(人件費、広告費、ホームページ制作・運用費、SNS 運用等)は本業務委託費に含まないものとする。
- ※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。また、この金額は契約額等を示すものではない。

3 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。

- (1) 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有していること。
- (2) 本事業を遂行する上で有効な女性デジタル教育・就労支援業務若しくはデジタル教育・就労支援の実績を有している(現在実施中のものを含む。)こと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。
- (4) 南風原町建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領(平成 18 年7月 19 日訓令第 26 号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生 法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、南風原町暴力団排除条例(平成 23 年条例第8号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、その他反社会勢力に該当しない者であること。
- (7) 法人税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

- (9) 過去の受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと。
- (10) 本業務の遂行に必要な知識、人員、経営基盤を有し、資金等において十分な管理能力を備え、かつ、管理責任者を定め、必要時に本町と速やかに連携を行うなど、十分な運営体制が確保されていること。
- (11) 共同企業体での参加も可能とし、この場合は以下のとおりとする。
共同企業体を構成する全ての事業者は、「3 参加資格」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (12) 提案内容が別紙資料2「南風原町女性デジタル教育・就労支援事業業務委託仕様書」の内容を満たす提案であること。

4 プロポーザル参加手続き等に関する事項

(1) 担当課

南風原町 経済建設部 産業振興課
〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地 4 階
(電話) 098-889-4430 (FAX) 098-889-7657
(E-mail) H8894430@town.haebaru.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する実施要領等については、南風原町公式ホームページに掲載する。

- 資料1 プロポーザル実施要領(本書)
- 資料2 仕様書
- 資料3 参加表明書及び提案書作成要領
- 資料4 評価基準

(3) 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価、審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、質問書送信後は、必ず電話連絡による受信確認を行うこと。

ア 受付期間

令和8年8月4日(木)午後 12 時まで

イ 提出先

本要領4「(1)担当課」を参照

ウ 提出方法

【様式第7号】質問書に簡潔に記入の上、原則、電子メール又は FAX により提出すること。

エ 回答方法

本町ホームページにて公表する。

オ 回答期限

随時回答するものとする。

なお、最終の期日は、令和8年8月6日(木)とする。

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、参加届書類等を下記により提出するものとする。

ア 提出書類

資料3 「参加表明書及び提案書作成要領」に定める書類

イ 提出期限

令和8年8月12日(水)午後12時(必着)

ウ 提出先

本要領4「(1)担当課」を参照

エ 提出方法

直接持参によるものとし、午前9時から正午までに持参のこと。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年8月14日(金)までに通知する。

カ 留意事項

(ア) 提出書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

(イ) 参加届書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とする。

(ウ) 参加者は、選定委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(5) 提案書類の提出

参加者は、提案書等を下記により提出するものとする。

ア 提出書類

資料3 「参加表明書及び提案書作成要領」に定める書類

イ 提出期限

令和8年8月12日(金)午後12時(必着)

ウ 提出先

本要領4「(1)担当課」を参照

エ 提出方法

直接持参によるものとし、午前9時から正午までに持参のこと。

オ 留意事項

(ア) 提出書類を提出期限までに提出しなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

(イ) 参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。ただし、1提案の中で、受講コースを複数実施することについては可とする。

(ウ) 提出された提案書等は、受付期間内は自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、改

めて改変された書類を提出すること。なお、受付期間を過ぎた後は、改変できないものとする。

(エ) 見積書の総額は、本要領2(4) 提案上限額を超えないものとする。

(オ) 資料3 「参加表明書及び提案書作成要領」の内容に留意の上、適正かつ実現可能な提案を行うこと。

(6) プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、プロポーザル参加を辞退する場合は、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

【様式第8号】辞退届

イ 提出期限

令和8年8月17日(月)まで

ウ 提出先

本要領4「(1) 担当課」を参照

エ 提出方法

直接持参によるものとし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに持参のこと。

オ 留意事項

本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として、以降、町が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 受託候補者の選定等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定については、資料4 「評価基準」に基づき、南風原町女性デジタル教育・就労支援事業委託契約に係る公募型プロポーザル方式事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、公正かつ厳正に審査し、最も優れた企画提案を行った者を受託候補者とする。

なお、見積書の金額が、本要領2「(4) 提案上限額」を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 選考委員会(プレゼンテーション)の開催

ア 開催日時(予定)

令和8年8月18日(火)午後 (詳細は別途通知)

イ 開催場所(予定)

南風原町役場 (詳細は別途通知)

ウ 出席人数

3人まで

エ 開催方法

(ア) 審査は、参加者から提出された提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は認めない。ただし、提出さ

れた提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。ただし、本町から提供を求められた資料等については、この限りではない。

(イ)プレゼンテーションにあたり必要な機材は、参加者が用意するものとする。

ただし、プロジェクターおよびスクリーンについては本町で用意する。

(ウ)プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

(エ)プレゼンテーションの時間は、1者当たり 30 分(説明 20 分、質疑応答 10 分)とする。

(オ)応募者が1者の場合でも、審査は実施するものとし、評価合計得点 375 点を満たした企画提案がない場合は、該当者なしとする場合がある。

(3) 受託候補者の決定

ア 選定委員会は、審査結果に基づき、得点のもっとも高い者を受託候補者として選定し、次に得点の高い者を次点者として選定する。

イ 得点のもっとも高い者が2者以上ある場合は、15 点以上の評価点項目が多い者を受託候補者として選定する。それでも同点の場合は、「くじ」により受託候補者を選定する。

ウ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に通知するものとする。なお、審査結果についての異議の申し立て等は一切受け付けない。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 : 要

(2) 契約保証金

南風原町契約規則(平成 20 年4月1日規則第 11 号)第 33 条第 8 号により免除とする。

(3) 契約結果の公表

町は、本契約について、南風原町公式ホームページ上で公表する。

(4) 受託候補者との協議

本町は、受託候補者と業務委託契約締結のための仕様確認等の協議を実施する。

ただし、下記のいずれかに該当し、業務委託契約が締結できない場合には、次点者を新たな受託候補者として再選定し、協議を実施する。

ア 受託候補者が、地方自治法施行令第 167 条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき。

イ 受託候補者が、本町から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。

ウ 受託候補者が、選定後に本要領7「失格要件」に掲げる項目に該当して失格となったとき。

エ 受託候補者と契約条件等について合意に達しなかったとき。

オ 受託候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(5) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、本町と受託者が協議の上定めるものとする。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、受託者に対し業務の具体的な実施方法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の再委託は原則できないものとする。(ただし、セミナー講師等専門家を講師が所属する協会・会社等に派遣依頼するもの等の業務契約は可能とします。その場合は、見積書提出の際に、報償費や需用費として計上すること)

エ 高額な講師謝礼(公演等1回につき事業費 30 万円(税込)を超えるもの)は原則として認めないものとする。

オ 企画提案書に記載した管理責任者は、特別の理由により本町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(6) 契約内容等

本業務の委託契約は、南風原町契約規則によるものとする。また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(7) 契約の解除

本業務委託の契約後に、受託者が本要領7「失格要件」に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

7 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) 本要領3「参加資格」の要件を満たしていない場合、または満たすことができなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合
- (4) その他本要領の定めに反した場合

8 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された全ての資料は、受託候補者の選定事務以外には使用せず、また返却も行わない。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は参加者に帰属するものとし、参加者の同意を得た場合を除き公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、南風原町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 本町は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類等の複製、記録及び保存を行う。
- (5) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

9 スケジュール(参考)

項目	日程
公募開始	令和8年7月28日(火)
質問受付期限	令和8年8月4日(火)午後12時必着
質問回答期限	令和8年8月6日(木)
参加表明書類提出期限	令和8年8月12日(水)午後12時必着
企画提案書等提出	令和8年8月12日(水)午後12時必着
参加資格結果通知	令和8年8月14日(金)
プレゼンテーション	令和8年8月18日(火)予定
審査結果通知	令和8年8月18日(火)予定
契約締結	令和8年8月20日(木)予定